

訪問看護ステーションホット北部運営規程

(事業の目的)

第1条 この規定は、医療法人社団福寿会（以下「本事業者」という）が設置・運営する訪問看護ステーションホット北部（以下「本事業所」という）の適正な運営を確保するために必要な人員および運営管理に関する事項を定め、本事業所の看護師その他の従業者（以下「看護師等」という）が医療保険の指定訪問看護若しくは介護保険の指定訪問看護・指定介護予防訪問看護（以下「訪問看護」という）を適正に提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 本事業所の看護師等は、利用者の心身の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能維持回復を目指すものとする。

2 医療保険の訪問看護は、利用者の心身特性を踏まえて、利用者の療養上妥当適切に行い、日常生活の充実に資するとともに、漫然かつ画一的なものとならないよう療養上の目標を設定し、計画的に行うものとする。

3 介護保険の介護予防訪問看護は、要介護状態になる事を予防し、訪問看護は、要介護状態の軽減若しくは悪化予防に資するよう、療養上の目標を設定し計画的に行うものとする。

4 利用者の意思及び人権を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

5 訪問看護の実施にあたっては、必要に応じ主治医、地域包括支援センター若しくは居宅介護支援事業所、地域の保健・福祉・医療機関との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

6 訪問看護の提供の終了にあたっては、利用者又は家族に対して適切な指導を行うとともに主治医へ情報提供をする。介護保険の訪問看護では地域包括支援センター若しくは居宅介護支援事業所へ情報提供を行うものとする。

(事業の運営)

第3条 本事業の運営を行うにあたっては、主治医の訪問看護指示書（以下「指示書」という）に基づく適切な訪問看護の提供を行うものとする。

2 訪問看護を提供するにあたっては、本事業所の看護師等によってのみ訪問看護を行うものとし、第三者の委託によっては行わないものとする。

3 感染症や非常災害の発生時においては、本事業を継続的に実施するため、及び非常時の体制が早期の業務再開を図るために、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 業務持続計画の策定
- (2) 研修・訓練の実施
- (3) 必要に応じて業務持続計画の見直し、変更

(事業所の名称および所在地)

第4条 事業を行う事業所の名称および所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称：訪問看護ステーションホット北部
- (2) 所在地：神奈川県愛甲郡愛川町角田281-1

(職員の職種、員数および職務の内容)

第5条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。ただし、関連法規に定める基準の範囲内において適宜職員を増減できるものとする。

- (1) 管理者：看護師若しくは保健師1名
所属職員を指揮・監督し適切な事業の運営が行われるように統括する。
- (2) 職員：保健師・看護師は常勤換算2.5名以上（うち1名は常勤）を配置。
訪問看護を担当する。
理学療法士・作業療法士又は言語聴覚士は必要に応じて配置する。
看護師と連携し訪問看護の範疇でのリハビリテーションを提供する。
- (3) その他職員：事務職員を必要に応じて配置する。
事業所運営に必要な事務を担当する。

(営業日および営業時間等)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日：月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日及び12月31日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間：午前8時45分から午後5時30分までとする。但し土曜日は午前8時45分から12時45分までとする。
- (3) 連絡体制：24時間常時電話による連絡・相談が可能な体制とし、必要に応じて適切な対応ができる体制とする。

(訪問看護の提供方法)

第7条 訪問看護の提供方法は次のとおりとする。

- (1) 訪問看護の開始については、主治医から指示書の交付を受け、看護師等のアセスメント及び利用者の意思に沿って、訪問看護計画書を作成し、利用者へ提供

して訪問看護を実施する。

- (2) 介護保険の利用者にあつては、指示書の他、居宅介護支援事業者の作成した居宅サービス計画書、又は地域包括支援センターの作成した介護予防サービス計画書に沿って、看護師等のアセスメント及び利用者の意思に基づき訪問看護計画書を作成して、利用者に提供し同意を得て訪問看護を実施する。

(指定訪問看護の内容)

第8条 訪問看護の内容は次のとおりとする。

- (1) 心身の状態、病状、障害、日常生活の状態や療養環境のアセスメント
- (2) 清潔の保持、睡眠、食事、栄養及び排泄等療養生活の支援及び介護予防
- (3) 褥瘡の予防・処置
- (4) 日常生活・社会生活の自立を図るリハビリテーション
- (5) 人生の最終段階における看護
- (6) 認知症・精神障害の看護
- (7) 療養生活や介護方法の相談・助言
- (8) 服薬管理・カテーテル等医療機器の管理
- (9) その他医師の指示による医療処置
- (10) 居住環境改善の相談・助言
- (11) 入退院(所)時の共同指導等

(利用料等)

第9条 本事業所は基本利用料として医療保険関係法及び介護保険法に規定する厚生労働大臣が定める額の支払いを利用者から受けるものとする。また、利用者や家族に対し、費用明細及び金額については別途定める料金表によって説明を行い、同意を得るものとする。

- (1) 医療保険

健康保険関係法に基づく額を徴収する。

- (2) 介護保険及び介護予防保険

介護報酬告示上の額の利用者負担割合を徴収する。

2 本事業所は、基本利用料金の他訪問看護の提供が次の事項に該当する場合は、その他利用料として該当額の支払いを利用者から受けるものとする。

- (1) 医療保険での利用の場合、営業日以外に利用者の選定に基づき訪問看護を行った場合は所定の額の支払いを受けるものとする。
- (2) 訪問看護と連続して行われる死後の処置料を実費として10,000円を徴収する。

- 3 第10条の通常の事業の実施地域を超えて行う訪問看護等に要した交通費は、公共交通機関利用の実費相当額を徴収する。
- 4 医療保険利用者の訪問看護等に要した交通費は、事業所から片道1kmあたり100円を徴収する。
- 5 本事業所は、利用者より基本利用料その他の利用料の支払いを受けるに際し、その内容を明確に区分した請求書、領収書を交付する。

(通常の訪問看護の実施地域)

第10条 本事業所の通常の実施地域は、厚木市荻野、棚沢、鳶尾、まつかげ台、みはる野、三田、依知、関口、山際、下川入、猿ヶ島、愛甲郡愛川町全域とする。

(緊急時等における対応方法)

- 第11条 訪問看護提供中に利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて処置を行うとともに、速やかに主治医に連絡し指示を求める等必要な措置を講じ、管理者に報告するものとする。主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な措置を講じるものとする。
- 2 訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者家族、居宅介護支援事業所、又は地域包括支援センターに連絡するとともに必要な措置を講ずるものとする。
 - 3 訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかにおこなうものとする。
 - 4 本事業所は、前項の緊急事態や事故の状況並びに緊急事態や事故に際して執った処置について記録するものとする。

(衛生管理等)

- 第12条 看護師等は清潔の保持及び年1回の健康診断を行い健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。
- 2 感染症の発生・蔓延防止のための措置を講ずるものとする。
 - (1) 指針の整備
 - (2) 感染対策委員会の開催
 - (3) 研修及び訓練の実施

(苦情処理)

- 第13条 訪問看護の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、提供した訪問看護に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が

行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め、又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、市町村が行う調査に協力するとともに市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

- 3 本事業所は、提供した訪問看護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

第14条 本事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第15条 本事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の発生または再発防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための指針の整備
- (2) 虐待を防止のための委員会の開催
- (3) 虐待防止のための従業者に対する研修の実施
- (4) 虐待防止の担当者を定める。
- (5) その他虐待防止のために必要な措置

- 2 本事業所は、サービス提供中に当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(ハラスメントへの対応)

第16条 事業所の職員に対して、暴言、暴力、嫌がらせ、誹謗中傷、セクシャルハラスメントなどのハラスメント行為などが発生した場合、関係者間で協議した結果、解決困難で健全な信頼関係が築く事ができないと判断した場合は、行政及び居宅介護支援事業所に相談の上、サービスの中止や契約を解除する場合もある。

(その他の運営についての留意事項)

第17条 看護師等は、社会的使命を十分認識し、職員の資質の向上を図るため以下の研

修の機会を設け、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後1月以内に実施する。

(2) 継続研修 年2回以上実施する

- 2 本事業所の従業者は、業務上知り得た個人情報漏らすことがないように、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 本事業所は、訪問看護に関する記録を整備し、訪問看護完結の日から5年間保管するものとする。
- 4 この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項は、本事業者と本事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成 7年 4月 7日から施行する。

この規程は、平成10年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成11年 6月 1日から施行する

この規程は、平成13年 4月16日から施行する。

この規程は、平成15年 2月12日から施行する。

この規程は、平成16年 3月 1日から施行する。

この規程は、平成18年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成22年 1月 1日から施行する。

この規程は、平成23年 7月 1日から施行する。

この規程は、平成29年 1月 4日から施行する。

この規程は、平成30年10月 1日から施行する。

この規程は、平成31年 2月13日から施行する。

この規定は、令和 6年 4月 1日から施行する。